

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

株式会社ファミリーマート

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府(以下「甲」という。)と株式会社ファミリーマート(以下「乙」という。)は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙の日常業務を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

(甲の役割)

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、エリア内の店舗に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、店舗等における高齢者見守り等が円滑に行われるよう奨励し、次の各号(以下「高齢者見守り活動等」という。)に取り組むものとする。

(1) 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、市町村等からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「SOS見守りネットワーク」への参画に努めるものとする。

(2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙は、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、かつ、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を、自己の従業員、店舗・フランチャイジーの従業員等に対して、推奨・推進するものとする。

- ② 乙は、認知症に対する正しい理解の促進や高齢者を狙った悪質商法からの被害防止等を図るため、甲及び府内市町村が提供するポスターの店頭等への掲示及びリーフレット・チラシの配布並びにステッカーの配達車両等への貼付等に努めるものとする。
 - ③ 乙は、高齢者から子どもまで様々な世代の相互交流の促進を図るため、イートインスペースの確保に努めるものとする。
- (3) 高齢者の見守り・安否確認等
- ① 乙は、業務を通じて、地域における高齢者の見守り・安否確認活動に努めるものとする。
 - ② 乙は、業務を通じて、日常の買い物が困難な高齢者等の買い物支援に努めるものとする。
 - ③ 乙は、業務を通じて、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めるものとする。
- (4) 高齢者の雇用の促進
- 乙は、高齢者の雇用に努めるものとする。
- (5) 地域活動支援等
- 乙は、介護予防や高齢者虐待防止など、甲及び府内市町村の高齢者施策や地域活動支援にできる範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の高齢者見守り活動等に要する費用を、甲は負担しない。

(免責)

第5条 乙は、第3条の高齢者見守り活動等が出来なかった場合又は遅れた場合に高齢者に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者(乙のフランチャイジーを除く。)に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日まで
とする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから契約
解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1
年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月18日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府
大阪府知事 松井 一郎

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇